

EVカーシェアの取組みに対する補助制度を創設。新たな交通サービスの創出、新たな生活スタイルの提供（マイカー所有からモビリティの利用へ）、新たなサービスの場の創出を目指す。

## 補助内容

- 事業主体 カーシェア運営事業者（県内に事業所のある法人など）
- 補助率 2/3
- 対象経費 カーシェアに要する経費（車両購入経費、充電設備設置経費、人件費及び補助事業者が他の補助制度を活用できる経費は対象外）
- 補助上限額 2,000千円/台・年
- 補助期間 3年間
- 予算額 10,000千円（2,000千円×5台）

## 補助条件

- 県内でEV・PHVを用いた有料カーシェアを新たに（拡大して）実施すること。
- 車両は、会員が24時間利用可能であり、無人による貸渡しであること。
- 道路運送法等関係法令を遵守すること。
- 適正な車両管理、カーシェア運営ができること。
- カーシェア会員が複数者（団体）あること。（特定の者に独占利用させるものではないこと）
- 補助事業終了後もカーシェア運営の継続が期待できること。

